

H 2 6 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 捜 一 第 5 9 号

平 成 2 5 年 3 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

適正な死体取扱業務の推進について（通達）

適正な死体取扱業務の推進については、「適正な検視業務の推進について」（平成19年12月5日付け群捜一第582号通達。以下「旧通達」という。）をもって示達しているところであるが、本年4月1日から警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）が施行されることを受け、警察における死体取扱業務に対する社会の関心がより一層高まっているところである。

このような状況にかんがみ、各警察署にあっては、下記の事項に再度留意の上、適正な死体取扱業務の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 基本捜査等の徹底

死体の取扱いに当たっては、犯罪捜査の手續が行われる死体か否かにかかわらず、綿密な現場観察及び死体観察、関係者からの事情聴取、周辺捜査、裏付け捜査等の基本捜査・調査を徹底すること。

2 検視官制度の的確な運用

(1) 検視官報告の徹底

死体の取扱いに当たっては、法第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出を受けた時点で、全ての死体について執務時間の内外を問わず、検視官（やむを得ないときは、その他の警察本部の適切な職員）に第一報するとともに、適宜追加の報告を行い、その指示を受けること。

(2) 刑事課長等の現場臨場

死体を取り扱う警察署において、刑事課長等は、積極的に現場臨場し、現場の状況及び死体の状況等を把握するとともに、犯罪性の有無について疑義が生じる場合は、検視官に対する報告を迅速に行うこと。

なお、少なくとも焼死、溺死、自殺又は中毒死等の外因死の疑いがある死体、死因不詳の死体、病死の疑いのある死体のうち独居者、若年者、既往症がない者、屋外で発見された者の死体等については、全件臨場するよう努めること。

(3) 積極的な検視官の現場臨場

刑事課長等から報告を受けた検視官は、積極的に現場臨場し、必要な指導・助言を行うとともに、警察署長等が犯罪性を見極めの判断を行うに当たっては、これを積極的に支援すること。

3 犯罪死の見逃し防止に向けた措置の徹底

取り扱った死体について、外表からの観察のみでは死因が明らかにならない場合には、法に基づく検査を積極的に実施すること。

また、死体の状況、現場の状況、関係者の供述、検査の結果、立会医師の意見等を慎重に検討し、犯罪性に多少なりとも疑義が残る場合には、司法解剖を実施するとともに、司法解剖に至らない場合であっても、死因が明らかにならず、被害の拡大及び再発の防止等の措置を講ずる必要があるか否か判断することができない場合には、法に基づく解剖の実施を積極的に検討すること。

4 適切な遺族対応

遺族から死者の生前の生活状況等を聴取する場合、遺族に対して解剖の必要性や死因等についての説明を行う場合等、遺族に接するに当たっては、軽率な言動を厳に慎み、その心情に十分配慮して対応すること。このうち、解剖の必要性や死因等の説明に当たっては、遺族の理解が得られるよう丁寧な説明を心がけるとともに、犯罪捜査の手續が行われる場合であっても、犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において、必要な説明を行うこと。

5 死体発見後の検察庁への早期通知

代行検視事案の検察庁への通知は、検視規則第3条により「すみやかに」行うべきことが規定されている。代行検視として取り扱うべき事案であるか否かの見極めを迅速・適正に行い、該当事案については、検視官と連絡を密にし、早期通知を図ること。

6 死体取り違えの防止の徹底

他県において、別人の遺体を解剖に付す、又は遺族に引き渡すなどの重大な事故が過去に発生している。

死体及び所持金品等の管理について、関係簿冊に確実に記載するとともに、死体を保管する場合は、リストバンドの結束、遺体収納袋の表示、冷蔵庫の外部表示を確実に実施し、引渡しの際は、刑事（一）課長又は検視担当責任者立会いの上で、確実な確認を行うこと。

7 検視知識・技能の向上

検視業務に携わる警察官は、自己研鑽に努め、検視業務に必要な知識、技能を習得し、実務能力の向上を図ること。